

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

復興大臣

# 要 望 書

平成26年10月6日

いわき市議会議長

根本 茂

## 再生可能エネルギーにおける系統接続等に関する要望書

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年6か月が経過した現在、本市では、いまだに原子力災害が収束していないことに加え、双葉地域からの2万人を超える避難者を市内に受け入れながら、日々の課題や長期にわたる困難な課題に向き合い、全市を挙げて着実な復興事業の推進のために心血を注いでいる。

ふくしま全体、浜通り地域、そして本市いわきの真の復興を成し遂げるためには、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会が必要との認識のもと、再生可能エネルギーの飛躍的推進を復興事業計画の重要な柱と位置付け、浮体式洋上風力発電や太陽光発電事業を核とした産業の振興を図るべく、市としての施策を全力で推進してきたところである。

また、平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、世界初の本格的な事業化を目指した大型浮体式洋上風力の実証研究や独立行政法人産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所」の本年4月開所等の取組を踏まえ、福島再生可能エネルギー産業拠点化を目指すことと明記されたところである。

このような中、9月30日の東北電力株式会社による系統接続保留が決定されたことは、本市の再生可能エネルギー推進と産業振興の根幹を揺るがす事態であり、復興施策との協調のもとで事業展開を行ってきた再生可能エネルギー関連事業者の意欲を挫くことは明白であって、本市はもとより被災地全域の復興の勢いを減退させるばかりか、我が国経済の発展に与える損失は重大である。

よって、国においては、再生可能エネルギー事業の更なる推進を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 送配電網を増強するとともに、電力系統の広域運用の強化、揚水発電や蓄電池の活用等により、電力需給の調整力を確保すること。
- 2 既に事業を着手した再生可能エネルギー発電事業者への経過措置及び系統接続保留の早期解除のための対策を講ずること。